

〔実践研究〕

「男女共同参画施設」における 行政評価シートの分析と提案

大 野 清 恵

（東京家政大学地域連携協力推進センター）

1. はじめに

自治体の財政危機に伴う行財政改革の実施は行政評価の必要性を高めており、実際にそれを導入する自治体が増えてきている。平成15年の地方自治法の改正により「指定管理者制度」が導入され、指定管理者の業績を評価する制度は今後重要性が増すものと考えられる。また、行政に対する住民の監視制度として、また住民への説明責任の手段として、さらに的確な行財政運営のための経営感覚を持った自治体職員の育成を図る上で、行政評価の重要性は高まっている。

上山信一⁽¹⁾は「改革には自ら積極的に取り組むべきだ。…『やらされる評価』では駄目だ。『自らやる評価』に転換する。…もはや『文化は数字で測れない』と開き直っておれる時代ではない」としている。また、『生涯学習[自己点検・評価]ハンドブック』⁽²⁾では、評価の目的として、(1)国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底、(2)国民本位の効率的で質の高い行政の実現、(3)国民的視点に立った成果重視の行政への転換、を挙げている。

中でも社会教育施設についての評価研究については、たとえば、山下勉⁽³⁾

が今後の博物館評価のあり方を提案しているなど、博物館や美術館に関わっては、行政評価に関する研究がいくつか見られる。しかし、生涯学習関連施設でもある「男女共同参画施設」⁽⁴⁾に関する行政評価研究はあまりなされていない。

「男女共同参画社会基本法」(以下「基本法」)の基本理念を実現する上で拠点施設ともいえる「男女共同参画施設」の設立意義を強固なものにし、的確な施設運営をするためには、評価制度の確立が重要であると考えられる。

そこで本稿では、すでに実施されている「男女共同参画施設」の行政評価の現状を把握し、その評価シートの比較分析を試みた。本稿の課題は、実際の評価シートに見られる評価項目の検討と、施設がその存在意義をより強固なものにするための評価項目設定の視点を明らかにすることであり、さらにそれを通して評価項目設定の際の問題点の一端を提示することにある。

2. 研究の方法と手順

「男女共同参画施設」の行政評価の実態を分析するために質問紙による調査及びホームページからの評価シートを収集する調査を実施した。具体的には次のようになっている。

(1) 調査について

平成17年6月に一次調査として行政評価の実施状況を調査した。全国の女性のための施設839施設⁽⁵⁾を対象に、はがきによる質問紙調査を実施した。次に平成17年10月に二次調査として、行政評価を実施しているとの回答のあった施設と、回答はなかったが実施されていることが予想される都道府県設置⁽⁶⁾の女性のための56施設の計139施設について、概要と評価内容についての職員の意識調査を質問紙により実施した。さらに、質問紙の回答と送られた評価シートだけでは情報が限られるため、インターネットで自治体のホームページで公開されている評価シートを取り上げ、比較検討を行った。

①一次調査結果

女性のための施設・男女共同参画を推進する施設の行政評価の実施状況の

有無について調査した。有効回答件数280のうち「実施あり」は83施設であり、そのうち公開しているのは59施設、非公開21施設であった。

②二次調査結果

評価項目の基礎資料とするため施設の概要について現状を把握すると共に、行政評価内容、その種類や目的を職員はどう考えるかを調査した。有効回答件数73施設の評価の種類は、事務事業評価36施設、施策評価15施設、政策評価11施設となっている。

ホームページで公表されている評価シートの内容をみると、施設評価を実施している施設は少なく59施設中23施設であり、男女共同参画施策に対する評価が多かった。

(2) 評価シートと比較項目の選出

収集した評価シートを比較、分析するにあたって、まず評価シートの選定を行う必要がある。実際の内容をみると、例えば事業評価「継続」や評点「A」等の表現を用いた結果のみが表示されている場合や、またその内容が他の事業との一覧表形式の評価結果だけの掲載のものがあった。そのため、①事業名がある、②事業の目的の記載がある、③事業の内容の記載がある、④評価の基準とその結果がわかるもの、を条件に評価シートを選んだ。

この中からさらに、①施設評価がされていること、②事業の内容や目的の記載から、男女共同参画施策であることがわかること、③成果指標の設定があること、を条件に評価シートを選び、結果として、次の10施設を選定した。青森県男女共同参画センター、和歌山県男女共生社会推進センター、神戸市男女共同参画センター、習志野市男女共同参画センター、大村市男女共同参画センター、川越市婦人会館、長野市働く婦人の家、水戸市男女文化センター、苫小牧市女性センター、岡山市男女共同参画社会推進センターである。

また、評価シートを分析するにあたっては、17項目の観点から検討することにした。17項目を選んだ理由については、説明の煩雑さを避けて次の分析結果で簡単に記してある。

3. 17項目の観点からの評価シート内容の分析

上述した10施設の評価シートを17項目で比較した結果が第1表である。以下、項目ごとの観点と分析結果について述べておこう。

(1) 根拠法令の記載の有無

【理由】設置法を持たない「男女共同参画施設」が「男女共同参画社会基本法」を意識しているかどうかをみるためである。

【分析結果】条例は施設の設置条例，管理条例，委員会条例等がある。施行規則まで記入されている場合もある。10施設のうち2施設は設置条例の記載がない。また「基本法」を記載しているのは3施設である。うち2施設は都道府県である。「基本法」で都道府県は男女共同参画計画を定めなくてはならないとされているためと考えられる。地方自治体の施策の根拠である「基本法」の記載は根拠法令として記載すべきであると考ええる。

(2) 総合計画上の位置の記載

【理由】総合計画上の位置を載せることは，施策体系を把握し，評価を体系立てて考えることにつながると思われる。そのために記載の有無を取り上げた。

【分析結果】記載方法は施策体系から事務事業までの項目が記載されているものが多い。記入する担当者にとってはわかりやすいが，住民にとって体系項目の羅列だけではわかりやすいとはいえない。そのために施策体系を公表資料として最初に記載し説明している自治体が多い。

(3) 個別計画の有無

【理由】「基本法」によって都道府県は計画を立てなければならないことになっている（同法第14条）。また，市区町村の場合は努力義務となっている（同法第14条3）。そこで「個別計画」の有無を通して施策に取り組む姿勢をみることにした。

【分析結果】「総合計画」の中の男女共同参画の事務事業・施策評価が多い。その場合は成果指標の設定や数値目標の設定数が少なかった。

個別計画である岡山市の「さんかくプラン」は指標，目標ともに数が他に比べて多い。個別計画による評価は，男女共同参画施策が，担当課だけ

ではなく行政全般にかかる施策でもあることがよくわかる。計画によって事務事業レベルの詳細が説明されている。

(4) 事業内容ごとの評価がされているか

【理由】事業内容ごとに評価することによって、施策体系のとらえ方もはっきりし、成果指標の設定がより具体化されたものとなる。その点を見ることにした。

【分析結果】事業内容ごとに評価がされている。しかし、ほとんどは同様な内容であった。つまり、啓発活動や講座の開設、相談事業や貸館事業などはどの評価シートでも取り上げられている。

(5) 事業目的の記載

【理由】「基本法」の基本理念にのっとった事業目的が記載されているかどうかをみるためである。

【分析結果】評価の基本であるので全てのシートで記載がある。目的とあわせて「その方法」(手段)としているところもある。記載内容が「男女共同参画社会の推進」のように具体的でないものがある。

(6) 財源内訳の記載方法

【理由】住民へのわかりやすくて確かな財源内訳の説明がされているかという点を見ることにした。

【分析結果】歳入については国庫補助金から、受益者負担分、一般財源までどこも同じ記載の仕方であった。歳出については事業費・事務費・人件費による分類であった。

(7) 人件費の記載方法について

【理由】人件費がどのような記入項目で記載されているかをみることにした。行政改革推進のためには必ず、人件費が上げられることを考えると必要な評価項目である。

【分析結果】人件費が総額で挙げられているものが多いなかで、習志野市は「従事職員数」「職員延べ日数」「臨採・パート職員数」「臨採・パート職員延べ日数」を記載している。また、大村市、川越市、苫小牧市は人数まで挙げている。

(8) コスト

【理由】コストとは単に歳入歳出予算・決算額のことでなく、その事業等

第1表 評価シートの比較

自治体名	青森県	和歌山県	神戸市	宮城県	大村市	川崎市	長野市	水戸市	苫小牧市	岡山市
施設名	男女共同 参画	男女共同 参画	男女共同 参画	男女共同 参画	男女共同 参画	女性セクタ ー	勤労婦人 会	男女共同 参画	女性セクタ ー	男女共同 参画
根拠法令	基本法・ 推進条 例・参画 プラン	男女共同参 画社会基本 法・参画促 進要綱	条例(名称は なし)	男女共同 参画推進 条例	基本法・ 参画セン ター条 例	記載なし	設置条 例・管理 条例・施 行規則	センター 条例・運 営委員会 条例	記載なし	男女共同参 画条例
総合計画 上の位置	参画プラン 有	指標説明書に 記載有	中期計画(位置 なし)政策・施 策有	政策・施 策有	後期基本 計画に有	総合計画有	総合計画有	総合計画有	無・政策・施 策で説明	無
個別計画	参画プラン 有	男女共同参 画基本計画	無	無	無	女性計画 あり	みとめあ い文書あ い21	無	無(参画プラン 有)	さんかくプラン 有
事業内容	相談事業	補助金・啓発活 動・講座・研 修(詳しい)	講座・啓発・情 報・貸館	講座・活 動の場	学習会・ 研修会・ 貸館	講座・活動 の場・相談 女性	講座・活 動の場・提 供	貸館・図 書貸出し 有	貸館・講座・ 相談・活動 支援	市全体の施策 について説明
事業目的	エンパ ワーメン ト・自立	男女共同参 画社会	男女共同参 画社会	活動活発 化・不平 等感	男女共同 参画社会	男女共同参 画社会・能 力開発	女性の福 祉・男女 共同参 画	男女平等 推進・住 民福祉	男女共同参 画・エンパ ワーメン・ 拠点施設	さんかくプラン に沿って説明 あり
財源内訳	事業費の繰 入内訳	事業費の繰 入内訳	事業費の繰 入内訳	事業費の繰 入内訳	事業費の繰 入内訳	事業費の繰 入内訳	事業費の繰 入内訳	事業費の繰 入内訳	事業費合計	無
人件費	有	有	有	有・詳しい	有・人数	有・人数	有・人数	有・人数	有・人数	無
コスト	無	無	利用者1人当 たり	活動指標 コスト	無	無	無	利用者1 人当たり	利用者1 人当たり	効率性 無
ニーズの 把握	増加して いるから 必要判断	公聴会・意識 調査・利用者 アンケート	利用者から情 報収集・利用 者アンケート	無 施設 設置は住 民ニーズ	無	無	無	無	利用者アン ケート	現状値につ いてアンケート 実施
満足度の 把握	無	参加者アン ケートで把握	利用者アン ケート・向 上のための 具体策	無	無	無	無	無	無	無
公表状況	無	記者発表・資料 提供・広報紙・ HP・情報公開	無	無	無	無	無	無	無	さんかくプラン の行政評価 有、パブリック コメント募集あ る
成果指標	37	18	ゴール(文章) 「参画の啓発」 等具体的でない	5	3	9	4	12	6	22
成果指標 の特徴等	一つの事 業に複数の 成果指標 有	行動計画策 定率・相談件 数・検定合格 率有 指標一覧有	「参画の啓発」 等具体的でない	新規相談 件数・講 座理解度 満足度有	着手前現 状値・着 手後計画 値有	回数、人数 が多い	利用者 数・稼働 率	情報提供 の成果指 標にHP関 連有	人数が多い 。数は見 やすい	具体的であり、 図形的
前年度評 価結果	無	無	無	無	有(空欄)	無	結果の改 善点	無	無	無
必要性	評価有	評価有	評価有(時代適 合性)	評価有 (目的妥 当性)	評価有 (妥当性)	評価有	評価有	評価有	無	無
効率性	評価有	評価有	評価有	評価有 (目的妥 当性)	評価有	評価有 (公平性)	評価有	評価有	無	無
妥当性	評価有	評価有	評価有(補完 性)	評価有 (目的妥 当性)	評価有	評価有	評価有	評価有	無	無
有効性	評価有	評価有	評価有	評価有	評価有	評価有	評価有	評価有	無	無
一次評価・ 二次評価	一次評価 一次評価	一次評価 一次評価	一次評価 一次評価	一次評価 一次評価	一次評 価・二次 評価(対 象外)	一次評価 一次評価	評価有 一次評価	評価有 一次評価	一次評価 一次評価	推進本部によ る一次評価・審 議会による二 次評価
内部評価・ 外部評価	内部	内部	内部・外部	内部	内部	内部	内部	内部	内部	内部・外部
改善内容	危機管理 体制不十分・窓口 一本化	補助事業・講座 充実・ベンチ マークの女性委 員については具 体的	良い点が多く、 改善指標事項 がない。外部評 価は具体的	施設の運 営方法指 導(NPO)	参加者が 広がるよう 講座を工夫	問題点と原 因の把握あり	講座開 催・設備 改善	改善内容 が具体的 でない	掘あがあるが空 欄	無
特徴	事業概要 が一般向 けの説明 でない。 記入欄は あっても 具体的に でない	事務事業評価 (業務即し表) ベンチマークが 全国平均と比 較・施策に関係 する事業説明 有・見やすく わかりやすい	簡潔。成果指標 は簡潔すぎて わからない	成果指標 は簡潔。評 価面に協 働性あり	一次評価 にランクあり	必要性等 の分析が表に なっており、 見やすくわ かりやすい。 改善方向の 指示がある	前年度評 価を受けて 改善事項あり	必要性等 は評価ラン クのみ。特記 事項には改善 策がやや具 体的	言葉がわか りやすい	さんかくプラン は個別計画。 市全体の施策 について評価 もあり
年度	16年度	16年度	17年度	16年度	15年度	15年度	16年度	16年度	16年度	16年度

を実施するために支出額をある一定の数値、例えば施設利用者数や講座数等で割ったものととらえる。これによって住民に対してはわかりやすい説明がなされているかどうか、職員には「コスト意識」を持つような工夫をしているかどうかをみるために取り上げた。

【分析結果】コストを上げているのは5施設である。①長野市働く婦人の家は人件費と事業費の合計を年間利用者数で割った利用者一人当たりのコストである。②神戸市の事業別コストは歳入と歳出の内訳だが、活動単位当たりのコストとして一般財源をセンター利用者数で割ったものをコストとして載せている。③水戸市は事業費と人件費の合計に対する利用者一人当たりの費用をコストとしている。④苫小牧市はコストとして成果指標の利用者延べ人数を総費用で割り、14年度を100として前年13年度と15年度のコストの効率性を算出している。⑤大村市は「活動指標ごと」のコストであり、前年度との比較もされている。例えば総事業費を活動指標の会議室利用団体数の実績値で割ったものをコストとしている。

(9) ニーズの把握がされているか

【理由】住民が求める施設であるために、住民のニーズを把握し、施策に生かすことが重要であると考え。ニーズ把握がなされているかをみるために取り上げた。

【分析結果】住民ニーズ・満足度の把握は評価項目の設定が少ない。和歌山県は「県民ニーズ」の把握の記入欄がある。神戸市は「対象者（顧客）ニーズとその把握方法」という欄がある。苫小牧市も「ニーズ」、青森県は「ニーズに適応しているか」「ニーズの把握方法」の記入欄がある。水戸市は特に欄はないが「特記事項」にニーズの把握をしていると記入がある。

(10) 満足度の把握

【理由】住民ニーズの把握と同様、住民の満足度の把握はどのような形でなされているかをみるためである。常に住民の評価が検討されなければ、成果の客観性、信頼性は向上しないと考える。

【分析結果】和歌山県は「県民満足度の把握」がある。青森県と苫小牧市はニーズの把握はあるが、満足度についての記入はない。神戸市は「顧客満足度の向上の観点から行っている業務上の主な工夫」という欄がある。また、ニーズの把握、満足度の把握方法は利用者、参加者アンケートとして

いるところが10施設中5施設ある。

(11) 公表はどのような形でされているか

【理由】満足度の把握と同様に、評価結果が公表されなければ客観性、信頼性が低くなると考え、その点をみるために取り上げた。評価結果の公表は、住民への説明責任を果たすためにも重要である。

【分析結果】公表についての記載欄は少ない。和歌山県では「県民への公表状況」という記入欄もあり、「記者発表、資料提供、広報紙、HP、情報提供」とある。これらは評価シートに記入欄はなくても、ほとんどの自治体で行っている公表方法である。岡山市の「さんかくプラン」にはパブリックコメントの募集がある。

全体を概観すると、シートに記入欄もなく公表には積極的とはいえないように思われる。また、今回この調査をするにあたり自治体のホームページより検索したが、シートにたどり着くのに時間がかかった。

(12) 成果指標はどの様に設定されているか

【理由】二次調査では成果指標の設定の難しさが問題点として挙げられた。具体的で住民にわかりやすい指標であるかどうかをみるためである。成果の記載は不可欠であると考える。

【分析結果】担当職員に対する二次調査では成果指標・数値目標の設定の難しさが16施設からあげられていた。そのため成果指標の設定状況をみるため、10施設の「男女共同参画施策」全般の評価シートから成果指標だけを集計してみた（第2表参照）。その結果、合計72種類の成果指標が挙げられた。全体的に事業に対する成果指標の設定の仕方にあまり差がない。事業内容にも大きな差はなく、指標も例えば「講座参加者数」「利用者数」「来場者数」のように「人数」を数値目標とするところが多い。例えば、青森県の講師派遣事業には、「講座開催数」「講座参加者数」「講座開催地数」のように一つの事業に複数の項目が設定されていた。また、和歌山県は内閣府男女共同参画局発行の資料⁽⁴⁾を基に相対評価を行っている。

(13) 前年度評価結果の記載欄の有無

【理由】前年度評価結果から今年度の取り組みと改善点が検討されているかをみるためである。この欄の記載がされていないと、評価すること自体に重点が置かれ、改善に資するためという評価の目的が忘れられてしまうお

第2表 成果指標の集計

指標・項目名	度数	意識・認知度	15	活動団体	7
参加者数	31	役割分担意識を持たない人の割合	7	活動支援数	2
講座参加者数	17	外国人市民との相互理解度	1	協議会加入者数	2
利用者数	10	参加者の満足度	1	活動件数	1
来場者数	4	条例の認知度	1	登録団体数	1
情報提供	20	中学生の自尊感情度	1	利用団体数	1
情報誌数	5	不平等感(意識調査)	1	DVに関すること	4
ホームページ数	3	男女共同参画社会基本法の認知度	1	DVに対する認知度	1
テキスト活用率	2	男女雇用機会均等法の認知度	1	DV講座参加者数	1
啓発冊子経費	2	女子差別撤廃条約の認知度	1	DV支援ボランティア育成講座受講者数	1
アクセス件数	1	相談事例	12	DV相談窓口の認知度	1
ライブラリー登録者数	1	相談件数	7	男性の割合	3
啓発ポスター部数	1	性に関する相談環境の充実度	1	父親の授業参観出席率	1
情報誌発行部数	1	専門相談充足率	1	参加した男性の割合	1
図書室開室日数	1	相談1件当たり経費	1	男性の家事時間	1
図書室利用者数	1	相談解決率	1	貸館に関すること	3
図書年間貸出冊数	1	新規相談件数	1	貸室平均回転率	1
配布数	1	講座	12	開館日数	1
女性の割合	17	講座開催数	7	年間稼働率	1
女性委員の割合	9	講座の理解度・満足度	3	その他	11
女性管理職の割合	2	講座開催地数	1	市町村庁内体制整備(組織率)	1
町内会の女性役員の割合	1	講座開催日数	1	行動計画の進捗度	1
女性のPTA会長の割合	1	研修会に関すること	10	市町村行動計画の策定率	2
利用者の内勤労女性の割合	1	研修会数	4	協議会等実施回数	1
勤労者団体・女性団体の割合	1	検定合格率	1	賞応募倍率	1
入居戸数(母子世帯に準じる状況世帯)	1	職場におけるセクハラ研修の実施割合	1	男女の賃金格差(男性100)	1
乳がん・子宮がん検診の受信率	1	育成指導者数	3	男女混合名簿の実施率	1
		研修修了者経営参入率	1	保育園の待機児童解消期間	1
				放課後児童クラブの充足率	1
				利用者一人当たりのコスト	1
				総 計	145

それがある。

【分析結果】前年度評価結果の欄を設定しているところは少ない。二次調査では、問題点として評価後の改善策について、「改善策の具体性がない」(1施設)、「予算確保できない」(1施設)、「評価することが中心で改善策が不十分」(1施設)、「改善策が負担」(2施設)の計5施設での指摘があった。前年度の評価結果の改善点がわからず、評価すること自体に重点が置かれ、評価の目的が十分認識されているとは言えない状況をあらわしているように思われる。

(14) 必要性・効率性・妥当性・有効性の評価があるか

【理由】施策の目的達成のために無駄がなく、有効であり、今後継続していくかどうかをみるために取り上げた。評価結果の表し方として端的であり、

わかりやすいと考えられる。

【分析結果】①長野市は4項目をランク付けし、説明理由を文章で記入している。

②和歌山県は評価としては4項目を「高い」「十分とは言えない」「低い」とランク付けしている。必要性についてはチェックポイントとして、「法的根拠事務」「県固有事務」等をチェックしている。効率性については「コスト縮減は困難・可能」と「外部委託の可能性」「市町村への事務委譲」「規制緩和」「その他」を記入している。公平性については「対象者」「受益者負担」について記入している。そして4項目の全てについて「評価の理由・課題・今後の対応等」を文章で説明している。

③神戸市は評価項目を「時代適合性」「補完性」「効率性」「有効性」としている。これらの評価を文章で記入し、内部評価・外部評価に分けて、「適格」「やや適格」「やや不適格」「不適格」で評価している。

④習志野市は評価項目を「目的妥当性」「公平性」「有効性・適切性」「協働性」「効率性」の5項目に分けている。評価の視点に沿って3段階の評価がされている。また文章で評価の根拠が説明されている。

⑤大村市は「妥当性」「効率性」「有効性」についてランクで記入し、評価結果を文章で説明している

⑥川越市は分析として「必要性」「有効性」「効率性」「公平性」の4項目で評価している。これらの項目に着眼点を設け、それに沿ってチェック項目をランクづけしている。さらに文章で「問題点とその原因」を記入している。

⑦青森県は「県関与の妥当性」「県民意識への適合性」「公平性」「活動量」「事務事業の目的とする状態」「効率性」の6項目に分けている。これらについて文章で記入し、「選択肢」として、「ある」「ややある」「ない」と3段階で評価している。

評価項目は若干の違いはあるものの、ランクで評価し、評価の理由等を文章にて説明している。このランクは項目ごとに説明がされているものが多かった。

(15) 一次評価・二次評価はされているか

【理由】評価の信頼性、妥当性を高めるためにも二次評価は重要であり、そ

の有無をみるために取り上げた。

【分析結果】10施設中7施設が一次評価のみである。大村市は二次評価を実施しているが対象外である。長野市は二次評価も実施している。岡山市の「さんかくプラン」に対する評価は、推進本部による一次評価、審議会による二次評価となっている。

(16) 内部評価・外部評価はされているか

【理由】内部評価と外部評価では評価の視点も違ってくる。外部評価を取り入れた方が、信頼性、妥当性を高め、情報公開や住民への説明責任も果たせるものであると考える。

【分析結果】ほとんどが内部評価である。神戸市と岡山市が内部・外部評価を実施している。

(17) 改善内容は指摘されているか、その内容はどうか

【理由】評価の結果として、今後の方向性を位置付ける上でも改善点の指摘は重要である。評価して終わりというのではなく、指摘事項を改善してこそ評価する意味がある。

【分析結果】改善指摘内容をみると、二次調査結果にあるように、文章化されているが具体的でない。評価することに重点が置かれ、評価結果の検討までに至っていない。評価結果に従い、どの様に改善されたかは重要な点である。

①大村市は「改善改革内容」「改善により予想される効果」「昨年の改善事項の進捗状況」、②長野市は「今後の課題と対応策」「改革・改善の具体的内容」「拡充した場合に期待される効果」、③習志野市は「改善の方向性」「具体的な改善案」「改革の効果」「実施上の課題」、④川越市は「今後の取り組み」「今後の取り組みによりもたらそうとする効果」、⑤青森県は「現時点での問題点」として改善点も記入している。なお、⑥苫小牧市は改善等として「直ぐにできること」「中長期的に行うこと」という欄があるが記入がない。

6施設では改善内容についての記入欄がある。施設の修理や使用方法の改善は具体的である。しかし、「男女共同参画社会を推進させるために講座を開く」や「講座等の参加者を増やす。参加者の理解度や満足度を高くする」というものもあった。また、「講座の内容、方法の検討」のような記入

の仕方であった。かなり抽象的であり具体性に欠けていた。

4. 自治体職員の意識からみた「男女共同参画施設」としての評価の問題点

二次調査では、評価するにあたって職員は問題点をどのように考えているのかを尋ねた。

第3表 行政評価実施の際の問題点

問 題 点	施設数
時間がかかりすぎる	10
改善策が負担	3
全部網羅できていない	6
その他	31
NA	13
計	63

第4表 その他の問題点（自由記述）

問 題 点	施設数
数値目標が設定しにくい	8
成果指標の設定が難しい	8
改善策が明確でない、不十分である	6
事務量増（時間がかかりすぎ）	4
施設の事務事業レベルの評価、施策の評価がない	3
外部評価の検討、パブリックコメント少ない	2
意識調査は5年に1回、実態はつかみにくい	2
相談業務の評価は難しい	1
公表してもわかりにくい	1
公益性とコストパフォーマンスのバランス	1
アウトプットレベルの評価	1
計	37

第3表は行政評価を実施し、「問題点がある」と回答した63施設の理由である。その他欄に31件の記入があったため、具体的に記入してもらった内容を再集計したところ、第4表のとおりであった。

第3表と第4表をあわせてみると、成果指標に関する回答が比較的多く、「数値目標」とあわせると16施設となっている。「男女共同参画社会」を成果指標としてどうとらえるか、また数値としてどの様に表せばいいか、数値で表してよいのかといったことが問題点として捉えられているようである。次に多かったのは「事務量が増え時間がかかりすぎることで14施設、三位は「改善策が明確でない、不十分である」で9施設となっている。

5. 評価視点の提案

二次調査結果から見た「男女共同参画施設」の行政評価についての問題点としては、「数値化しにくい」、「成果指標を設定しにくい、成果がみえない」のように指標に関するものと、「評価に時間がかかる」といったものと、「改善策に具体性がない」、「改善策が負担」など評価結果の改善点に関するものが挙げられる。次にこれらの点をふまえながら、評価する際に重要と思われる視点を挙げてみることにしよう。

- ①設置法を持たず設置条例で定めているので、施策の基本となる「男女共同参画社会基本法」の明示は必要である。
- ②住民への説明責任からわかりやすい評価シートの公表が必要である。さらに、住民ニーズや満足度を把握し、外部評価の導入で住民を意識した評価が必要である。
- ③個別計画を策定している自治体は、それに沿った成果指標を設定し評価する。
- ④成果指標をよりわかりやすくし、住民への説明責任を果たすためには、数値目標の設定は重要である。
- ⑤評価結果の改善点は具体的に記入し、前年度評価結果が改善されたかどうか也表示する。

以上の5つの視点は、重要かつ必須の視点と考えられる。

6. 今後の課題

これまでみてきたように、今回は「男女共同参画施設」の行政評価全般について分析した。今後は「男女共同参画施設」の実施事業として特に重要と思われる相談事業に着目して、その評価について検討したいと思う。それを通して、施設そのものの必要性を高めていくことが施設の存在意義にもつながると考えられる。具体的には、相談事業の現状を把握し、その成果指標にはどのような項目が妥当であるか、また、数値目標はどのように設定すべきかを検討していく必要があるように思われる。今後はその点を明らかにしていきたい。

<注>

- (1) 上山信一「やらされる評価から自らやる評価へ-金沢21世紀美術館と静岡県立美術館-」『地方行政』通号9564, 2003年8月28日, pp. 2-11
- (2) 山本恒夫・浅井経子・椎廣行編『生涯学習[自己点検・評価]ハンドブック』文憲堂2004年7月, p. 7
- (3) 山下勉「公立博物館における行政評価のあり方について～新たな評価システムの構築をめざして」『社会教育(2004年8月号)』
- (4) 内閣府男女共同参画局『地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成16年度)』(平成16年8月 p. 7)では「男女共同参画・女性のための総合的な施設」という用語を用いているが、ここでは簡略化し「男女共同参画施設」と表現することとする。
- (5) 全国の女性関連施設 839施設を対象とした。これは、『全国組織 女性団体名簿2004年版』(財団法人市川房枝記念会 2004年10月発行)付録・「全国の女性関係施設」に掲載されている全施設である。
- (6) 『地方公共団体における行政評価の取組状況』平成16年12月28日総務省

<参考文献等>

- (1) 拙稿「男女共同参画施設における管理運営方法について-行政評価指標による分析と課題-」『平成17年度文学研究科修士論文』東京家政大学大学院2006年4月
- (2) 内閣府男女共同参画局編『男女共同参画基本計画』財務省印刷局, 平成13年2月
- (3) 内閣府『平成16年版男女共同参画白書』独立行政法人国立印刷局, 平成16年6月

- (4) 大西祥世「自治体における男女平等オンブズパーソンの意義と課題—先行自治体を例に—」『ジェンダー研究第6号』お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報2003年3月
- (5) 三菱総合研究所 産業政策研究部 政策研究チーム 小野達也 田淵雪子『行政評価ハンドブック』東洋経済新聞社2001年5月
- (6) 編集（財）横浜市女性協会『女性施設ジャーナル⑧』学陽書房 2003年3月
- (7) 名取はにわ「男女共同参画社会基本法の成果と課題—国の取り組みと今後の課題—」『ジュリストNo.1266』有斐閣2004年4月
- (8) 参考ホームページ
 - 長野市 gyoukaku.@city.nagano.jp 2005年8月1日参照
 - 和歌山県 <http://www.pref.wakayama.lg.jp> 2005年8月19日参照
 - 神戸市 <http://www.city.kobe.jp> 2005年8月22日参照
 - 習志野市 <http://www.city.narasino.chiba.jp> 2005年8月22日参照
 - 大村市 <http://www.city.omura.nagasaki.jp> 2005年8月19日参照
 - 川越市 <http://www.city.kawagoe.saitama.jp> 2005年8月19日参照
 - 青森県 <http://www.pref.aomori.jp> 2005年8月19日参照
 - 水戸市 <http://www.city.mito.ibaraki.jp> 2005年8月19日参照
- (9) 自治体公表の行政評価冊子（送付されたもの）
 - 苫小牧市 平成16年度事務事業評価書
 - 岡山市 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画「さんかくプラン」行政評価（平成16年度）